使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度に関する契約書（内部）

**「本契約書は、雛形のため修正可能ですが条文等を修正する際はART、TH両チームへご連絡ください。」**

印紙

\4,000

割

〇〇〇〇株式会社（以下「甲」という）と株式会社▲▲▲▲（以下「乙」という）および●●●●株式会社（以下「丙」という）は、「使用済自動車の再資源化等に関する法律」（以下「自動車リサイクル法」という）において、使用済自動車に係る資源回収インセンティブ制度（以下「インセンティブ制度」又は「制度」という。）に基づき、国内にて有用な資源を回収し資源の有効な利用の確保までを目的する契約を以下の通り締結する。

本契約書は、〇〇〇〇年〇月〇日より適用開始とする。

第1条（総則）

1. 甲、乙および丙は、互いに協力し、自動車リサイクル法その他の法令を遵守し、信義に

基づき誠実に本契約を履行するものとする。

2. 甲、乙および丙は、甲を代表者（以下「管理会社」という）としてコンソーシアムを構成し、本契約の履行に当るものとする。

3. コンソーシアムの構成員たる甲、乙および丙は、豊通リサイクル株式会社（以下「丁」という）及び自動車破砕残さリサイクル促進チーム(ART)（以下「戌」という）が別途定めたインセンティブ制度に係る提案の前提条件および丁、戌に提出する提案書の記載内容を遵守しなければならない。

4. 甲、乙および丙は、他の当事者の責に帰すべき事由により丁、戌または、第三者に損害が

生じた場合、当該当事者がその責を負い、当該当事者以外のコンソーシアム構成員は何ら

の責も負わないことを確認する。

5．コンソーシアムの構成員変更の場合は、丁、戌及び甲で締結した資源回収インセンティブに関する業務委託契約書のすべての条項を遵守する旨を甲、乙および丙間で締結される覚書に定めるものとし、速やかに丁、戌に報告しなければならない。

第2条（用語の定義）

本契約において使用する用語の定義で本契約上特に定める他は、自動車リサイクル法及び「インセンティブ制度」に定めるところによるものとする。

(1)「コンソーシアム」とは、使用済自動車に係る「制度」に関する業務を行なう事業者の共同体をいう。

（2）「再資源化」とは、解体業者や破砕業者が行う樹脂やガラスといった資源を回収し、その一部を再生利用することができる状態にすることを意味する。

（3）「再資源化業者」とは、自動車リサイクル法第２条第９項第１号に規定する資源を回収しその一部を再生利用することができる状態にする解体業者又は破砕業者をいう。

（4）「原材料メーカー」とは、資源回収した素材を国内において新しい製品の材料若しくは原料の全部若しくは一部として利用する又は利用できる状態にする事業者のことをいう。

(5)「移動報告」とは、自動車リサイクル法第８１条にてメーカーに義務付けられた解体自動車

の引渡しに関する情報管理センターへの報告をいう。

(6)「情報管理センター」とは、自動車リサイクル法第１１４条に基づき指定され、同法第１１

５条に規定された業務を行う法人であり、具体的には財団法人自動車リサイクル促進セン

ター内の情報管理部をいう。

(7) 「回収資源」とは、市場原理に委ねられない、事業採算性に相当の課題がある樹脂やガラス等をいう。

第3条（甲の役割）

1. 甲は、コンソーシアム内で発生した問題・紛争等の調整等を行う。

2. 甲は、コンソーシアムの管理会社として、丁、戌との交渉・協議に当たり、その内容および結果、ならびにその他のコンソーシアムに関連する事項について、乙および丙に通知・連絡する。

3. 甲は、コンソーシアム各社に本契約および、関連法令を遵守させ、使用済自動車に係る「制度」に関する業務を遂行する。

第4条（乙の許可事業の範囲）

乙の自動車リサイクル法における許可事業の範囲は、次の通りであり、乙は許可取得を証す

るものとして、許可証の写しを甲に提出する。

許可都道府県、政令市・中核市　　〇〇県

許可の有効期限　　　　　　　　　令和0年6月30日

許可の内容　　　　　　　　　　　破砕業

許可番号　　　　　　　　　　　　第0000000号

事業所の所在地　　　　　　　　　〇〇県〇〇市000番地1

許可都道府県、政令市・中核市　　〇〇県

許可の有効期限　　　　　　　　　令和0年6月30日

許可の内容　　　　　　　　　　　解体業

許可番号　　　　　　　　　　　　第000000号

事業所の所在地　　　　　　　　　〇〇県〇〇市000番地1

第5条（乙による再資源化）

1. 乙は、解体自動車の解体時における資源回収において、甲、乙および丙が協議のうえ取決めた再資源化作業を行なわなければならない。

第6条(回収資源の引渡しおよび検収）

1. 乙は、次に定める丙の事業所に回収資源を持参して丙に直接引渡すものとする。

事業所名1 　　　　　　所在地

●●●●株式会社　　　〇〇県〇〇市00番地0

●●工場　　　　　　　TEL :000 -000 -0000

2. 丙は、回収資源受領後すみやかに回収資源の検品を行い、合格したインセンティブ制度の

回収資源のみを受け入れるものとする（以下「検収」という）。

第7条（丙による引取拒否）

1. 丙は、乙の納入した回収資源が第5条に定める再資源化作業に準拠していないと認められるときは、回収資源の引取を拒否することができる。

2. 乙は、前項の規定により丙より回収資源の引取りを拒否されたときは、乙の責任と費用

においてすみやかに直接当該回収資源を引取らなければならない。

第8条（丙による資源の有効利用確保）

丙は、次に示す方法・設備により乙から引渡され検収した回収資源の有効利用確保を第2条（4）に定める事業者として行なう。

資源の有効利用確保の方法 　　　　　　回収資源を樹脂原料として一部利用

資源の有効利用確保を実施する設備　 　選別・成形機等

第9条（商流・支払い）

1. 乙により再資源化された回収資源は、乙から丙に売り渡すものとする。

2. 回収資源の売買代金は、資源の市況等および丁、戌から支払われるインセンティブ料金を

勘案し、甲、乙および丙の協議により決定する。

3. 丙が検収した回収資源売買代金の支払いは、乙丙間にて協議のうえ決定する。

4. 回収資源の代金が経済情勢の変化等により不相当となったときは、乙および丙間の

協議により、契約期間の途中であっても相当期間の猶予を置いてこれを改定することが

できる。

第10条（再資源化の実施報告）

1. 乙は、回収資源を丙に引渡したときは自動車リサイクル法第81条の規定に従い、情報

管理センターに対し回収資源並びに解体自動車の引渡しの移動報告を行わなければならない。

2. 乙は、回収資源を丙に引渡したときは、前項の報告以外に、甲の定める事項・書類等を

甲の定める期間内に甲に報告・交付しなければならない。

3. 乙は、前項に定める書類等を報告後5年間保存しなければならない。

4. 甲は、本条第2項に基づいて報告を受けた内容を、自動車製造業者等が法令の定めると

ころにより所轄官庁に報告しまたは公表する目的のために、自動車製造業者等に提供す

ることができる。

第11条（回収資源の実施報告）

1．丙は、回収資源を乙から引取り検収したときは、引取った事実を証する書面を乙に交付

し、引き取った資源重量は自動車リサイクル情報システムを用いて丁、戌に報告しなければならない。

2. 前項に定める事項に加え、丙は、回収資源を乙から引取り検収したときは、甲の定める

期間内に甲の定める事項・書類等を甲に報告・交付しなければならない。

3. 丙は、前項に定める書類等を報告後5年間保存しなければならない。

4. 甲は、本条第2項に基づいて報告を受けたデータの内容を、自動車製造業者等が法令の

定めるところにより所轄官庁に報告しまたは公表する目的のために、自動車製造業者等

に提供することができる。

第12条（甲および丙による、乙の再資源化作業実態等の調査）

1. 甲または丙は、甲または丙が必要と認めるときは、事前に乙に通知し、乙の資源回収インセンティブ制度に関わる実施状況等に関し、適法性、適切性、効率性等について調査できるものとする。

2. 乙は、前項の調査の結果、甲または丙より指摘を受けた事項に関し、真摯に対応するも

のとする。

第13条（再委託の禁止）

　甲、乙および丙は、 第5条で取決めた再資源化作業を実施するものとし、第三者に対して第5条で取決めた再資源化作業の全部又は一部を再委託することはできない。

第14条（通知義務）

甲、乙および丙は、以下の事項が生じた場合は、直ちにその旨を書面にて他の当事者に通

知しなければならない。

(1)所在地変更、商号変更、代表者の異動または重要な組織変更をしたとき

(2)他の会社との合併、会社分割又は営業譲渡・譲受、解散、その他これらに準ずる営業

上の重要な事項に変動を生じたとき

(3)第17条第3項各号の一つに該当したとき

(4) その他本契約の履行に重大な影響を及ぼす変更があったとき

第15条（損害賠償）

甲、乙および丙は、本契約の履行に関し、他の当事者の責に帰すべき事由により損害を

被った場合は、当該他の当事者に対し、当該損害の賠償を請求することができるものと

する。

第16条（機密保持）

1. 甲、乙および丙は、本契約に関連して知り得た他の当事者の業務上および技術上の機密

情報（以下「本機密情報」という）を、管轄官庁若しくは法令により必要な範囲で開示

する場合を除き、当該他の当事者の書面による同意なしに本契約の目的以外に使用し、

第三者に開示・漏洩してはならないものとする。

ただし、以下の各号のいずれかに該当するものは本機密情報に含まれないものとする。

(1)他の当事者による開示以前に、公知になっている情報。

(2)他の当事者による開示の時点において、既に自己が保有していた情報。

(3)他の当事者による開示後に、本契約に違反することなく公知となった情報。

(4)他の当事者から開示された情報によらずに、独自に開発した情報。

(5)正当な権利を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に入手した情報。

2. 本条の規定は、本契約の終了後も有効に存続するものとする。

第17条（契約解除）

1．甲、乙および丙は、他の当事者が本契約の各条項に違反し、相当の期間を定めて書面に

て是正を促してもなお是正しないときは、本契約を解除することができる。

2. 甲、乙および丙は、他の全当事者に対して、3ヶ月前までに書面にて通知することによ

り、本契約を解除することができる。

3. 甲、乙および丙は、他の当事者において以下の各号のいずれかに該当する事態が生じた

場合には、何らの催告を要せず、直ちに本契約を解除することができる。

(1)自動車リサイクル法または関連法令に違反したとき

(2)関係官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき

(3)破産、会社更生手続開始、民事再生手続開始、若しくは特別清算開始の申し立てが

あったとき、解散の決議をしたとき、又は裁判外の任意整理手続が開始されたとき

(4)手形又は小切手の不渡りを発生させたとき

(5)支払停止若しくは支払不能があったとき、又は金融機関等からの取引停止処分を受

けたとき

(6)仮差押、仮処分若しくは強制執行等を受けたとき、又は競売の申し立てを受けたと

　　　　き

(7)公租公課の滞納処分を受けたとき

(8)暴力団、暴力団員、暴力団に関係する団体・個人、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当し、主たる出資者もしくは役職員が反社会的勢力と取引その他の関係を有し、または暴力・威力・詐欺的手段を用いて信用の毀損、業務の妨害、もしくは不当な要求をしたとき

(9)その他本契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき

4. 甲、乙および丙は、前項各号の事由が自らに生じたときは、他の当事者に対して負担す

る一切の債務につき、自動的に期限の利益を喪失し、債務のすべてをただちに弁済する

ものとする。

第18条（有効期間）

1. 本契約の有効期間は、20〇〇年4月1日より20○○年3月31日とする。

2. 契約の更新は、本契約期間満了の３ヵ月前までに、甲乙丙いずれからも契約を更新しない旨の書面による申し出がない限り、本契約は同一内容にてさらに１年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第19条（合意管轄）

本契約に関して生じた紛争については、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第20条（協議）

甲、乙および丙は、本契約に定めのない事項および本契約の解釈につき疑義が生じた場合は、

誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

第21条（契約変更）

本契約の変更は、すべて文書をもって行なうものとし、当事者すべての署名または記名押印

を必要とするものとする。

上記契約の成立を証するために正本1通を作成し、甲、乙および丙記名押印のうえ、甲が正本

を保有し、乙および丙がその写しを保有する。

20〇〇年〇月○○日

甲：〇〇県〇〇市０丁目００

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

〇〇〇〇

乙：〇〇県〇〇市０００-０

株式会社▲▲▲▲

代表取締役社長

〇〇〇〇

丙：〇〇都〇〇区０丁目０番０号

●●●●株式会社

代表取締役社長

〇〇〇〇